

入居者で受け入れられる医療行為の範囲 ※医療行為を必要とされる方は、直接お問い合わせ下さい。

胃ろう栄養	可	ストマ	可
鼻腔栄養	不可	痰吸引	可
インシュリン	可	導尿	可
在宅酸素	可	中心静脈栄養	不可
尿バルーン	可	気切管理	不可
褥瘡	可	人工透析	不可

※導尿については、対応時間に制限あり。

※専門的な治療、診察
以外は、当施設で診
察、薬の処方を受け
る事が出来ます。
ご不明な点があれば、看護師がご相談
に対応させていただきます。



かりぷの宣言

- ★設立への思いを受け止めて
- ★その人らしさを大切に
- ★明るい職場づくり
- ★憲法を守る
- ★社会保障の充実を目指して
- ★地域の中へ



特別養護老人ホーム かりぷ・あつべつ

〒004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20
TEL 011-896-1165 fax 011-894-4404
Email: soudanin@karipu.jp

お問い合わせの際は「**施設担当相談員まで**」とおっしゃってください。

ホームページ
<http://karipu.jp/guide/tanki.html>

アクセス方法

- ①地下鉄・JR「新さっぽろ駅」より
徒歩 15分
- ②中央バス「厚別中央4条4丁目」より
徒歩 5分



特別養護老人ホーム かりぷ・あつべつ 案内

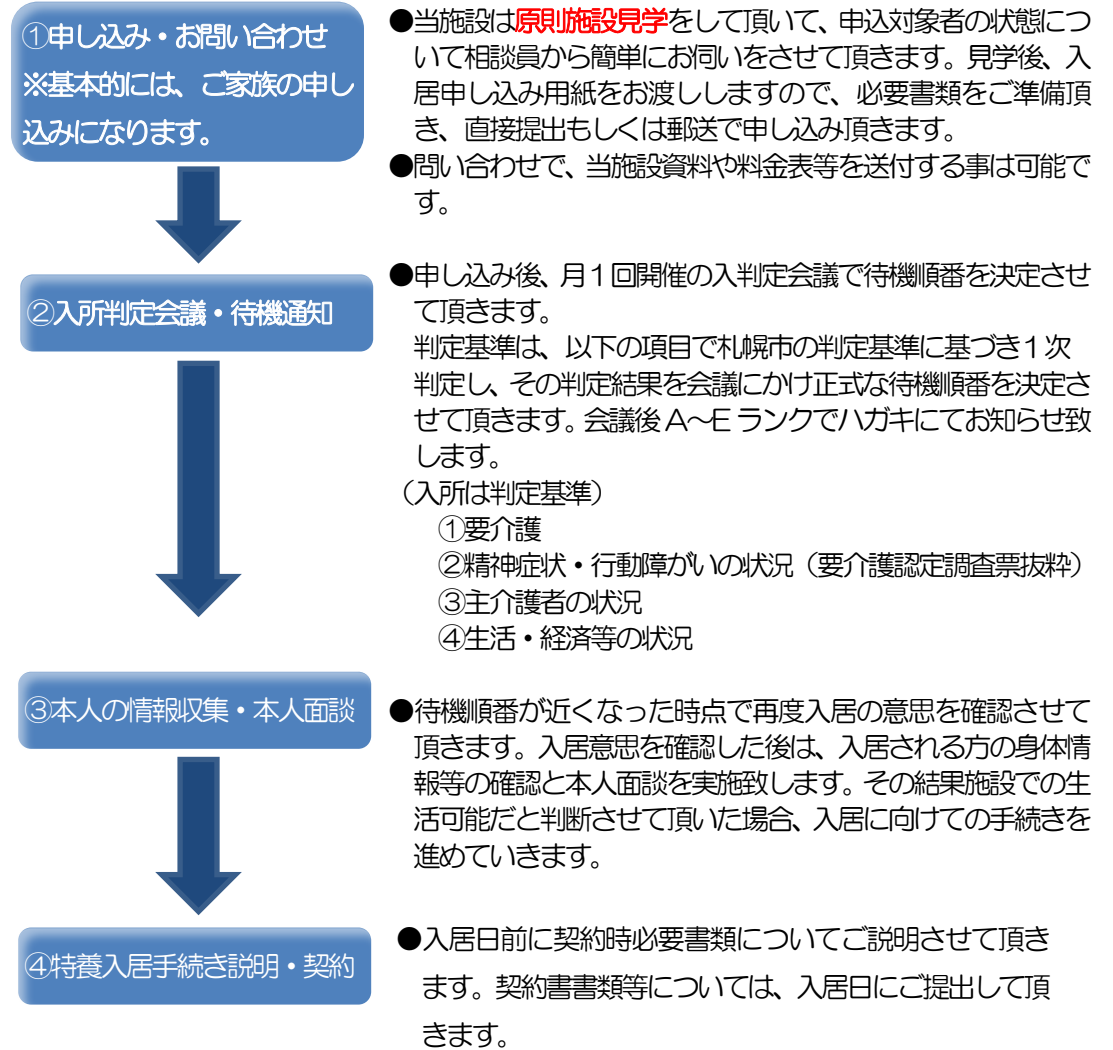
特別養護老人ホーム かりぷ・あつべつ



利用条件

介護保険の要介護認定で「要介護3以上」の認定を受けた方
※要介護1、2の方で国が定める特例要件を満たす事が出来れば入居する事が出来ます。

ご利用までの流れ



居室

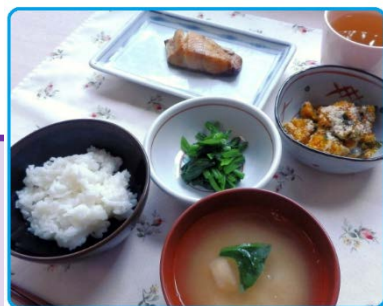
4人部屋 14部屋
2人部屋 12部屋
1人部屋 2部屋
定員80名



入居者の身体必要に応じて、センサーを設置し、転倒など予防に努めます。身体拘束は原則致しません。

食事ケア

嚥下状態に合わせた食事



入居者の嚥下状態に合わせて常食、きざみ食、ミキサー食、ソフト食、ゼリー食の4つの形態をご用意しています。

また、塩分制限食、腎臓食、脂質制限食など必要な治療食のご提供もさせていただきます。

食事形態や姿勢等について検討を重ねながらご自身の口から安全に食事をとることができるように支援させていただきます。

朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

入浴

体の機能状態に合わせた浴槽



手すりのついた大きめの一般浴、座ったまま移動して入浴できるリフト浴、ストレッチャーに寝たまま入浴できるミスト浴などをご用意しています。

ご本人の移動能力に合わせて、安全にご入浴できるサービスをご提供します。

民医連の介護・福祉の理念

○利用者のおかれている実態と生活要求から出発します。

○利用者と介護者、専門職、地域との共同のいとなみの

視点をつらぬきます。

○利用者の生活の権利を守る為に実践し、ともにたたかいます。

理念実現の為の5つの目標

1. 無差別・平等の追及

○居室代金が低額なので、経済的な負担を最低額の設定になっている誰もが安心して住み続けることができる施設です。

2. 個別性の追及

○ご入居されている方おひとりおひとりの個性を大切にしながら個別のケアプランを実践している施設です。

○食べる機能が低下しても誤嚥性肺炎にならないように最期まで自分の口から食べることを追求する施設です。

○どんなことがあっても身体拘束をしない施設です。

○ご入居された方にとって、ここが終の棲家となるように看取りケアを実践している施設です。

3. 総合性の追及

○ご本人やご家族の希望に沿いながら、医師を中心に施設内でできる範囲の適切な医療（点滴、酸素吸入など）を提供する事ができる施設です。

4. 専門性の追及

○”その人らしさ”を追求しながらの認知症ケアを実践し、重度な認知症の方の対応をしている施設です。

○多職種（医師・看護師・介護福祉士・理学療法士・管理栄養士・社会福祉士）がお互いの専門性を尊重しながら、協力をし、一人一人のケアを実践している施設です。

5. まちづくりの追及

○月に一回「認知症カフェ」や「地域相談会」をしながら、地域に役立つ取り組みをしている施設です。

こんな時にまずご相談ください！！



他入居施設から退居を迫られているが、料金の不安があり、低額な老人ホームを探している時。



認知症の進行等で在宅や現在入居中施設での生活が困難になった時。



主に介助されている方が、病気や入院で介助者が誰もいなくなった時。

こんな場合は入居順番が早まる可能性があります。

- 主介護者が入院等で介護する事が困難になった時。
- 主介護者が他界等で介護者が全くなくなった時。
- 経済的な理由で在宅及び施設での著しく困難になった時。
- 主介護者による虐待及び知的障害又精神障害等が原因で介護が難しくなった時。

※上記のような場合は、入居順番が早まる可能性がありますので、まず施設相談員までご相談ください。

※要介護1、2の方で国が定める特別要件を満たす事が出来れば入居する事が出来ます。

- ①主介護者が病気や他界等でいなくなった時。
- ②主介護者による虐待や知的障害、精神障害が見つかった時。
- ③上記条件と同等な内容事由が発生した時。

家族からのエピソード

数年在宅生活をしていましたが、在宅介護の限界を感じてきた時かりぶに入居する事が出来ました。今では、家族と落ち着いて向き合う事が出来るし、かりぶに入居する事ができ、本当良かったと思っています。これからも自分らしく最期までかりぶでの生活を続けてほしいと思っています。